

西郷村第2次教育振興基本計画

(西郷村第4次生涯学習推進計画)



令和5年7月

西郷村教育委員会

目 次

第1章 計画の策定

1. 計画策定の趣旨・背景 1
2. 計画の性格と位置づけ 4
3. 計画の期間 5

第2章 教育基本理念、基本目標、基本方針

1. 教育基本理念 6
2. 基本目標 6
3. 基本方針 6

第3章 基本施策

1. 幼児期の教育・保育の充実 12
2. 子育て支援の充実 13
3. 学校教育の充実 14
4. 家庭・地域の教育力向上 20
5. 教育環境の整備 24
6. 生涯学習の推進 28
7. スポーツの推進 35
8. 芸術・文化の振興 37
9. 各種会議の充実と事務の適正な執行 42

資 料

- 西郷村第2次教育振興基本計画策定までの主な経過 44
- 令和5年7月11日開催 西郷村総合教育会議 名簿 45
- 「子ども宣言2004」 2004年6月（2013年改訂） 46
- 西郷村「子育て宣言」… こんな子育てを目指したい … 2006年7月 46
- 人権教育、心の教育を推進するための5つの提言 2014年2月 47
- ～自分を大切にし、他の人を思いやることのできる人づくりのために～

第1章 計画の策定

1. 計画策定の趣旨・背景

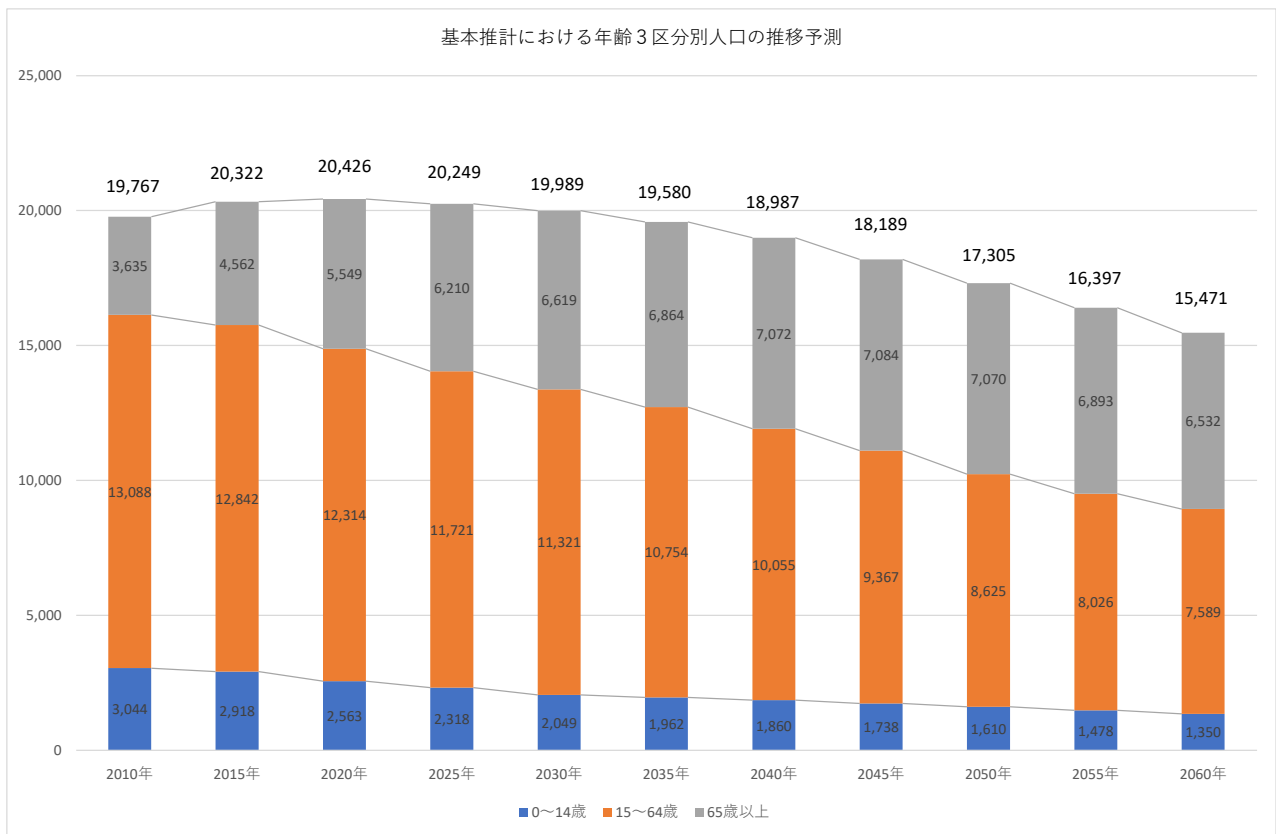
教育委員会では、毎年、教育行政推進基本計画を策定し、村の教育行政に取り組んでいる。また、平成31年3月に「西郷村教育振興基本計画」を策定し、中長期的な視野に立ち、本村教育の振興を図ってきた。生涯学習はこれまで「生涯学習推進計画」を策定してきたが、「西郷村教育振興基本計画」の策定に合わせ、「第3次生涯学習推進計画」を内包するものとした。

しかしながら、少子高齢化、情報化、国際化といった急激な社会情勢の変化に伴うライフスタイルや価値観の多様化、核家族化の進行や地域コミュニティの衰退あるいは規範意識や社会性の低下、生活習慣の乱れ、家庭、地域の教育力低下など、子どもや教育を取り巻く環境が大きく変化している。

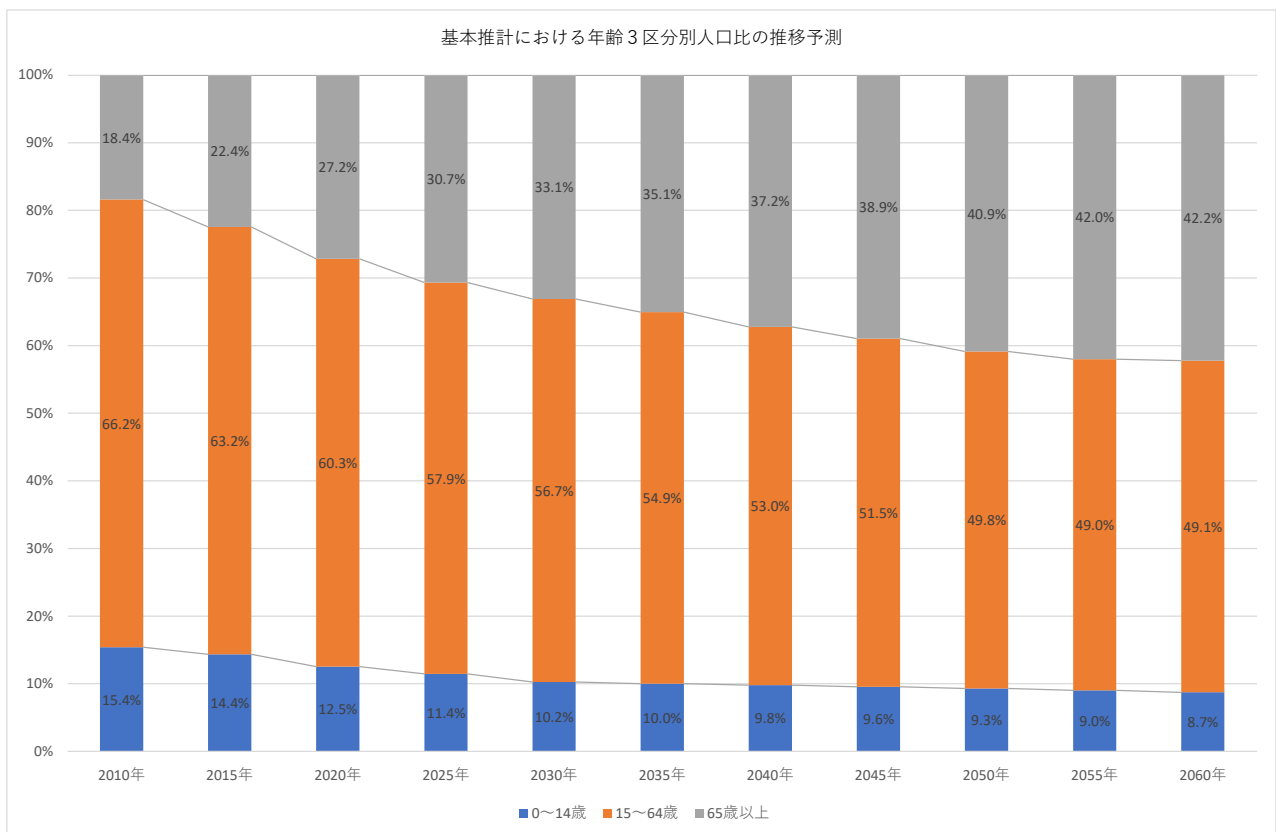
また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧、復興の途上に、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初確認され、変異株の出現などもあり、感染者が爆発的に拡大した。学校休校や不要不急の外出の規制などの行動制限が行われ、学校教育、生涯学習ともに大きく混乱した。そうした一方でリモートワークなどの働き方やGIGAスクール構想の推進等、様々な変化が起こった。

令和2年3月に改定した『第Ⅱ期 西郷村 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略』の中で、2060年までの長期人口基本推計がなされており、総人口は2020年をピークに人口減少傾向に転じている。人口構造で見ると、0～14歳の年少者人口及び15～64歳の生産年齢人口は2060年まで減少傾向が続き、65歳以上の高齢者人口は2045年までは増加傾向だが、その後減少に転じると予測されている。人口比の推移では、2060年まで高齢化率の増加が続くという予測がなされている。0～14歳の年少者人口において2020年の実績値と2060年の推計値とを比較した場合、およそ半減する見込みとなるなど、少子化の影響が顕著である。このような児童生徒数の変化や、教育施設の築年数、教育環境を見据え総合的に検討していく必要があるため、委員の皆様からの提言を得るべく、「西郷村学校適正化配置検討委員会」において、小中学校の適正規模・適正配置について調査をすすめているところである。

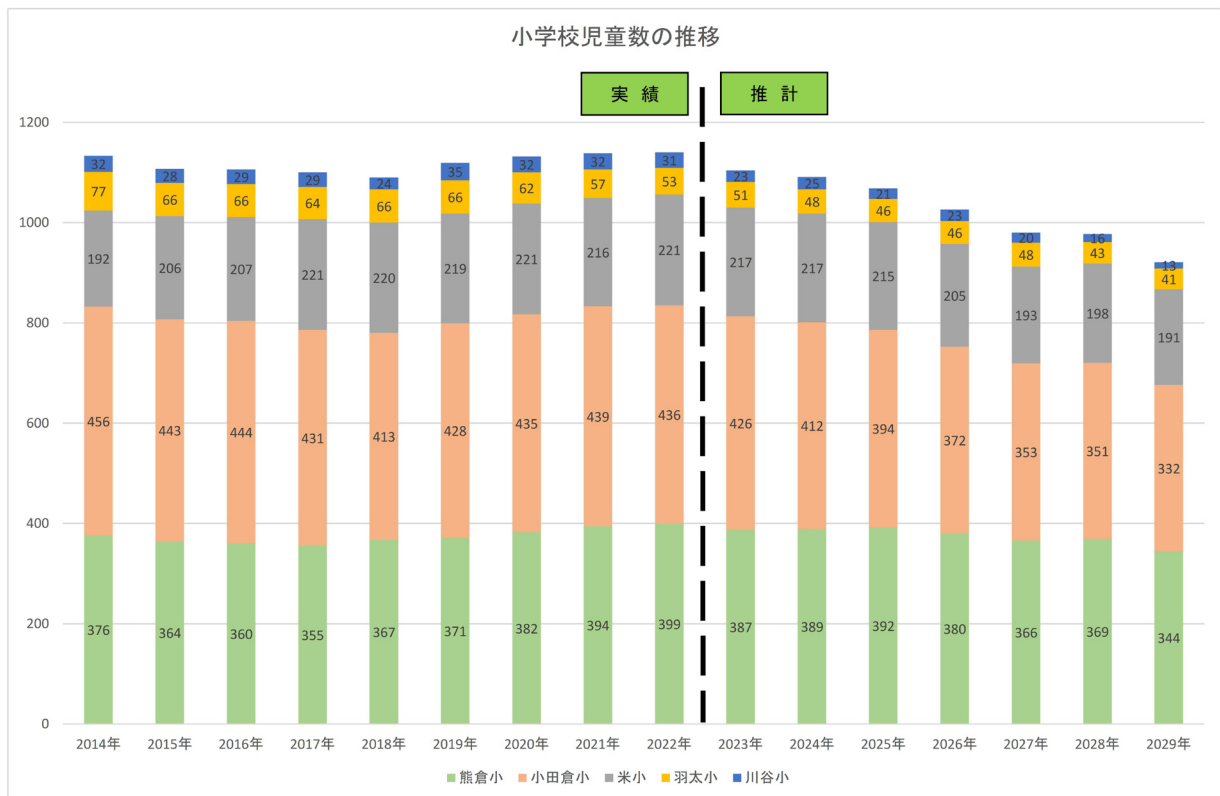
このような社会状況の変化に対応するため、これまでの計画を見直し、さらに本村の教育をより充実させるため、「第2次西郷村教育振興基本計画」を策定する。



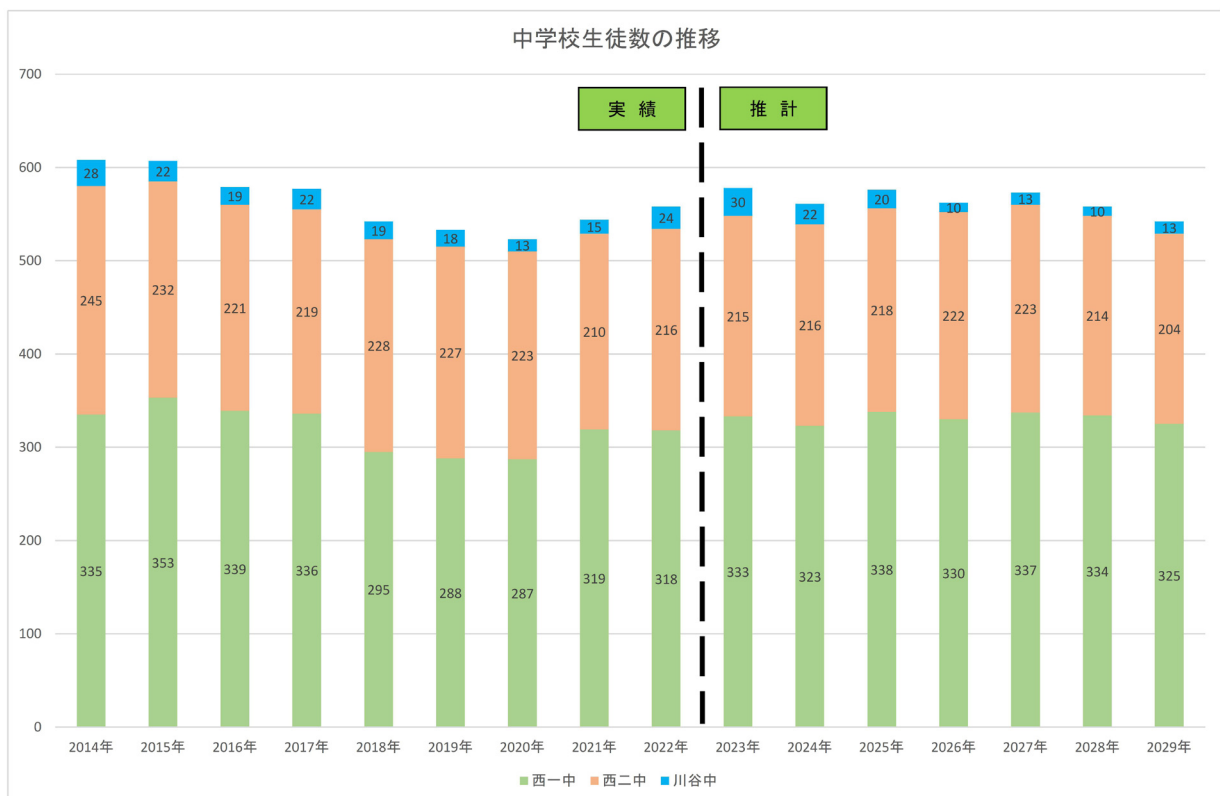
資料：『第Ⅱ期 西郷村 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略』



資料：『第Ⅱ期 西郷村 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略』



資料：『西郷村の教育』及び『西郷村学校適正化配置検討委員会資料』



資料：『西郷村の教育』及び『西郷村学校適正化配置検討委員会資料』

2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律」にもとづき、本村でも平成30年5月に制定された「西郷村教育大綱」を踏まえ、村の教育の現状と課題を把握しながら、今後の方向性と取り組むべき具体的な施策を明らかにした、村の教育に関する総合的な計画である。

また、特に生涯学習の分野においては、第4次生涯学習推進計画にも位置づける。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

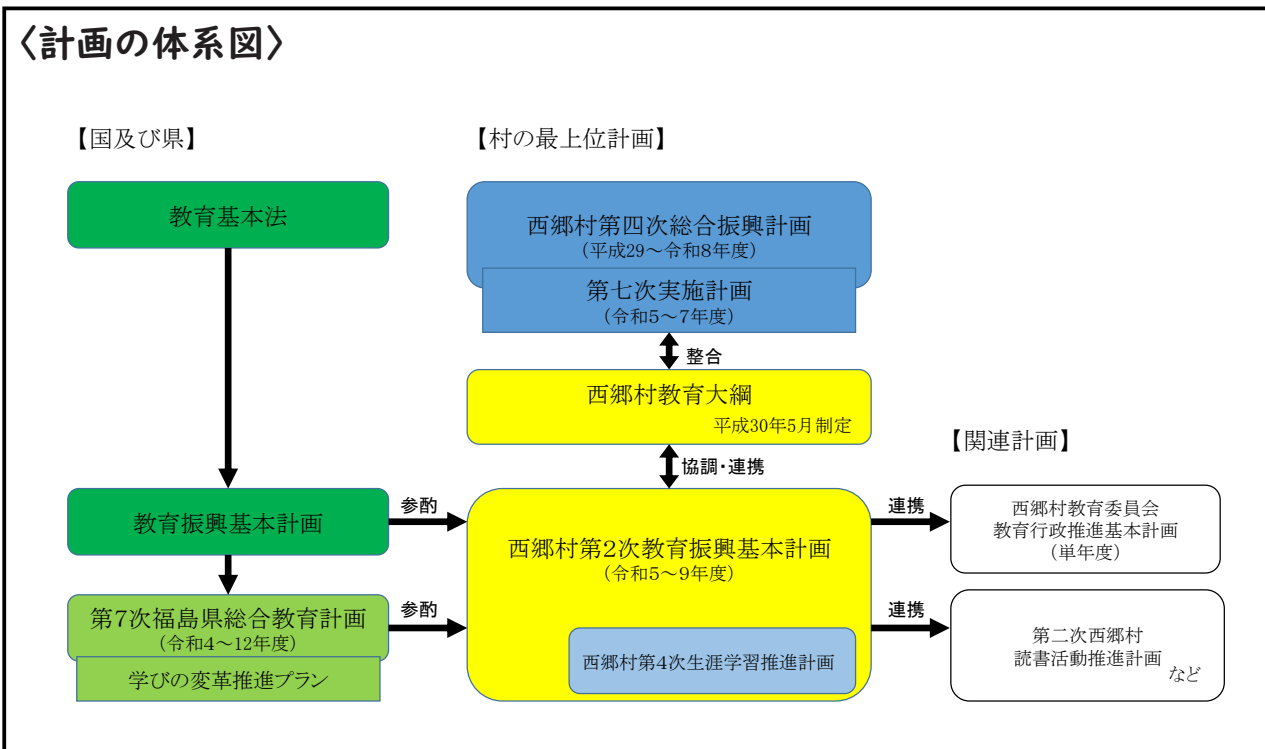
西郷村教育大綱

- ① 自他の命を大切にする人
- ② 夢に向かって学び、生き抜く力を高める人
- ③ 郷土の自然や文化に誇りを持ち、郷土を愛する人
- ④ スポーツ、芸術、文化に、すすんで親しむ人
- ⑤ 感謝の心、思いやりの心を大事にする人
- ⑥ 生きがいを持ち、社会に貢献できる人
- ⑦ お互いの個性を認め合い、支え合える人

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

なお、本計画については、「西郷村第四次総合振興計画」の策定、社会情勢の変化や計画の評価を考慮しながら、必要な見直しを行うこととする。



第2章 教育基本理念、基本目標、基本方針

1. 教育基本理念

西郷村第4次総合振興計画でも引き続き、“さわやか高原公園都市「にしごう」」の実現を目指し、学校教育とともに、文化、スポーツ、趣味など生涯通じて子ども達に「生きる力」を身につけ、一人一人の能力や個性を伸ばしていける環境を整えていく必要がある。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災による被害及び福島第一原子力発電所の事故から12年が経過したが、引き続き放射線についての正しい知識、理解が必要であり、災害発生時に身を守る方法についての学習も実施していく。

令和4年3月に策定された、福島県の最上位計画である『福島県総合計画』には、SDGs (Sustainable Development Goals) が目指す「誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現」が県の方向性と一致していることから、SDGs の理念を踏まえながら、各種施策を推進していくことが謳われており、村でも同様に推進していく。

本村の教育行政を推進していくための基本的な考え方として、一人の人間として自立し、社会の中で共に生きていくことが重要であると考え、本計画の基本理念を次のとおり掲げる。

教育基本理念：自立と共生

2. 基本目標

基本理念を踏まえた人づくりの実現をめざすには、豊かな自然環境や地域の人材などを活用した学校教育及び生涯学習・スポーツを推進し、芸術・文化の振興や地域文化の継承、それらを通じた世代間の交流などを図りながら、多様性を認め合う地域社会づくりが必要である。そこで本計画の基本目標を次のとおり掲げる。

基本目標：自らを高め、共によりよく生きる人づくり

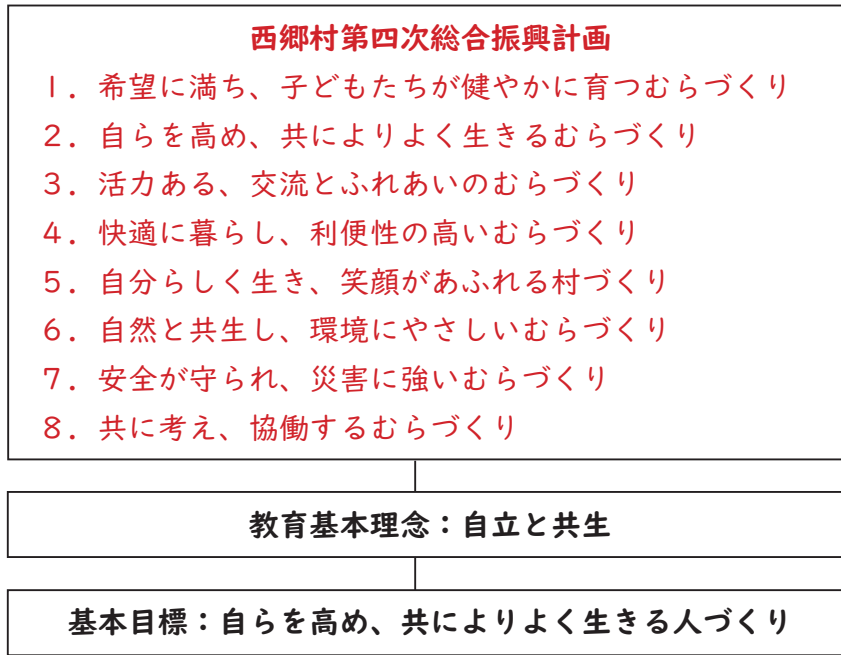
3. 基本方針




基本理念・基本目標に則り、基本計画として本村の教育行政を推進するうえで、中長期的に取り組む施策の方向を「基本方針」として、次の9項目に整理する。

基本方針

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 幼児期の教育・保育の充実 | ⑥ 生涯学習の推進 |
| ② 子育て支援の充実 | ⑦ スポーツの推進 |
| ③ 学校教育の充実 | ⑧ 芸術・文化の振興 |
| ④ 家庭・地域の教育力向上 | ⑨ 各種会議の充実と事務の適性な執行 |
| ⑤ 教育環境の整備 | |

〈施策の体系図〉



基本施策	主な施策	頁数
1. 幼児期の教育・保育の充実 	(1) 多様なニーズに応じた教育・保育の充実	①幼稚園における預かり保育の在り方を検討 12
	(2) 幼保小連携の充実	①幼保小の連携を強化し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続 12
	(3) 障がい児保育等の充実	①園児同士の関わりが深まる環境構成の工夫 13 ②個々の状態等に応じた計画的、組織的な支援 13 ③関係機関との連携や小学校の就学に向けての引き継ぎ 13
2. 子育て支援の充実  	(1) 地域における子育て支援の充実	①多子世帯等の経済的支援の充実 13
3. 学校教育の充実	(1) 豊かな心の育成	①西郷村「子ども宣言 2004」(2013 改訂)の発達段階に応じた実践及び見直し 14
		②道徳教育の充実 14
		③家庭・地域との連携による人権教育の充実 14
		④学校図書館教育の充実 14
	(2) 確かな学力の向上	①学力向上推進会議、委員会による学力・学習状況の把握と学力向上の推進 15

基本施策		主な施策	頁数
3. 学校教育の充実    	(2) 確かな学力の向上	②学力向上グランドデザインに基づく自校プランの改善と校内研修の充実	15
		③日課表の工夫による習熟のための時間の確保と効果的な活用	15
		④少人数教育の良さを生かした「個に応じた指導」の実践と評価	15
	(3) 健やかな体の育成	①健康診断・健康相談による健康の管理	16
		②学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭、栄養教諭などの専門性を生かした「健康づくり」	16
		③和食と地産地消を配慮した「にしごうマクロビ給食」の実施	16
	(4) 特色ある教育の推進	①必四学習の推進	16
		②幼保・小・中・高をつなぐ教育の充実及び交流教育の推進	17
		③「学びの変革」・「学校の在り方の変革」を柱とした特色ある教育課程の編成・実施	17
		④子ども子育て支援制度についての研修と対策の検討	17
		⑤セカンドスクール、合同交流学习など、心を豊かにする体験や本物にふれる機会などの充実	17
	(5) 時代に対応した教育の推進	①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援員の積極的な活用と必要に応じた「すこやか教室」の活用	17
		②情報教育の充実	18
		③国際理解教育の充実	18
		④キャリア教育の推進	18
		⑤放射線教育・防災教育・環境教育の実施	18
		⑥要保護児童生徒への支援に向けた関係機関との連携	18
		⑦主権者教育の充実	18
	(6) 特別支援教育の充実	①ニーズと時代に対応した切れ目のない支援の実施	19
		②特別に支援を要する子どもたちへの支援	19
		③西郷支援学校、学校間、関係機関等との交流、連携強化	19
		④西郷村教育支援委員会の実施	19

基本施策		主な施策	頁数	
4. 家庭・地域の教育力向上   	(1) 学校・家庭・地域の連携促進	①西郷村「子ども宣言 2004」(2013 改訂)・「子育て宣言」・「人権教育、心の教育を推進するための5つの提言」の実践及び見直し	20	
		②「お弁当の日」の実施と、家庭や地域との連携による食生活の啓発活動	20	
		③学校運営の改善・発展	20	
	(2) 地域ぐるみの見守り活動の支援	①創意工夫ある地域教育懇談会の実施	21	
		②「西郷村子どもの安全見守り隊」隊員・協力員による充実した活動	21	
		③青少年の健全育成に係る活動の支援	21	
	(3) 家庭の教育力の向上支援	①携帯電話・テレビ・ゲーム・服装など家庭内の子育てルールづくり	22	
		②家庭での学習・読書の習慣づけや学習意欲の向上を図る取組の推進	22	
		③家庭教育に関する情報や学習機会の提供	22	
	(4) 多様な体験・交流活動の充実	①自然の家・家畜改良センター・支援学校等村内教育機関との連携と活用	22	
		②文化・芸術活動、福祉ボランティア活動等の連携により、地域における体験交流機会の充実	23	
		③国際友好都市をはじめ、国内外の児童生徒との交流機会の充実	23	
	5. 教育環境の整備  	(1) 安全・安心な学校づくり（給食センター含む）	①不審者侵入、災害発生時等の児童生徒の安全確保に向けた危機管理対策の強化	24
			②幼稚園・学校・生涯学習施設・設備の検査・点検整備と有効活用	24
			③学校給食の安全確保（一食分検査と公表、適正な衛生管理）	24
		(2) 教職員の資質の向上	①授業改善におけた校内研修の充実	25
②一人一授業研究等への指導主事や学校教育専門指導員、学校教育推進員の活用			25	
③各種研修会への積極的な参加と成果の伝達・活用			25	
④村教職員の研修の充実			25	
⑤教職員の倫理観を高める研修と不祥事の根絶			25	
(3) 計画的な施設・設備の更新		①老朽化した教育施設の整備	26	
		②防災機能強化対策の実施	26	
		③時代・教育ニーズに応じた教育環境の整備	26	
		④学校規模適正化の検討	26	

基本施策		主な施策	頁数	
5. 教育環境の整備	(4) 安全な通学の確保	①スクールバスの安全運行	26	
		②西郷村通学交通安全プログラムによる関係機関と連携した通学路の安全確保	26	
	(5) 就学支援の充実	①就学に係る経済的支援や奨学金制度の利用支援	27	
		②要保護・準要保護制度の実施	27	
		③学校給食費無償化等保護者の経済的負担の軽減	27	
6. 生涯学習の推進	(1) 公民館活動の充実	①住民の学習ニーズ（地域課題）の把握と多様な学習機会の充実	28	
		②学習情報の収集・整理・発信と相談の充実	28	
		③国・県や村長部局との連携による生涯学習の充実	28	
		④各種講座・教室の開催を通じて村民同士や他地域との交流機会の充実	28	
		⑤生きがいづくりや健康寿命延伸のための事業の実施	29	
	(2) 人材育成・学びの循環の推進	①人材育成事業の実施と検討	29	
		②地域学校協働本部事業の実施	30	
		③生涯学習の推進を担う人材の育成・確保とボランティアの活用	30	
		④学習記録の累積と学習成果を地域に還元する学びの循環の推進	31	
	(3) 読書活動の充実	①利用者のニーズに応じた図書室機能・サービスの充実	31	
		②家庭・学校と連携した子どものころからの読書活動推進	31	
	(4) 生涯学習拠点・コミュニティ施設の整備	①文化センターの機能向上を図るための整備の推進	33	
		②地区集会施設の整備の充実と活動の促進	33	
	(5) 協働によるおらづくりの推進	①多様な活動主体との連携・支援	33	
		②若い世代の参画を促す事業の実施	33	
	7. スポーツの推進	(1) スポーツに親しむ機会の充実	①各種スポーツ教室・イベント等の開催	35
			②社会体育施設を活用したスポーツ活動の実施	35
		(2) 競技スポーツの推進	①競技スポーツの技術向上や交流を促進するための各種スポーツ大会の充実	36
			②競技レベルの向上を図るためのスポーツ指導者講習会の実施	37
			③全国大会等出場選手の競技活動の支援	37
(3) スポーツ環境の整備・充実		①老朽化したスポーツ施設の改修	37	
		②学校と連携した地域スポーツの推進	37	



基本施策		主な施策	頁数	
8. 芸術・文化の振興   	(1) 良質な芸術文化に触れる機会の充実 (2) 文化活動の促進 (3) 文化財の保護・活用 (4) 伝統文化の継承支援 (5) 芸術・文化活動拠点の整備	① 村民が鑑賞できる芸術文化に関する情報の提供	38	
		② 芸術文化に触れる、発表する、鑑賞する機会の設定・充実	38	
		① 文化活動を行う自主サークル等の活動支援と発表の場の創出	39	
		② 文化団体との連携と活動支援	39	
		① 貴重な文化財を指定し、その保護と有効活用の促進	39	
			② 指定以外の優れた文化財の調査と保護・活用のための施策の充実	40
		① 伝統文化の継承・保存活動に対する支援	40	
			② 伝統文化に触れることのできる場の充実	40
			③ 年中行事・慣習等の伝統文化の聞き取り調査の実施	40
		① 芸術・文化の発信拠点・活動拠点となる施設の在り方や機能の検討	41	
9. 各種会議の充実と事務の適正な執行 	① 教育委員会、各種委員会・審議会、校長園長会議などの充実 ② 国・県・他市町村、関係団体との連携、情報交換、会議等の実施・参加 ③ 教育委員会関連予算の確保と各事務分掌の明確化と適正な執行・改善 ④ 条例、規則の改編、通知・通達・制度等の周知と適切な運用 ⑤ 学校・教育委員会沿革や重要書類の整理・保存 ⑥ 教育行政評価の実施・報告・公表	① 教育委員会、各種委員会・審議会、校長園長会議などの充実	42	
		② 国・県・他市町村、関係団体との連携、情報交換、会議等の実施・参加	42	
		③ 教育委員会関連予算の確保と各事務分掌の明確化と適正な執行・改善	42	
		④ 条例、規則の改編、通知・通達・制度等の周知と適切な運用	42	
		⑤ 学校・教育委員会沿革や重要書類の整理・保存	43	
		⑥ 教育行政評価の実施・報告・公表	43	

第3章 基本施策

1. 幼児期の教育・保育の充実

(1) 多様なニーズに応じた教育・保育の充実

小学校就学前の子どもに対する教育・保育については、幼児教育の重要性が更に大きな高まりを見せる現在、親の就労形態の変化、子育て支援の充実により教育・保育に対するニーズも大きく変化してきた。地域において子どもが健やかに育成される環境の整備をするため、**村立幼稚園における預かり保育のあり方について検討し、ニーズに対応した制度実現に取り組んでいく。**

[主な施策]

① 幼稚園における預かり保育の在り方を検討

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課（西郷村立幼稚園）

少子化、核家族化に伴い同年代や異年代の仲間と遊ぶ機会の減少などにより、**村立幼稚園での預かり保育のニーズに対する調査・検討をしていく。**

(2) 幼保小連携の充実

幼児教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、**小学校教師との意見交換や合同の研究の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有するなど連携を図り、幼児教育と小学校教育との円滑な接続につなげていく。**

[主な施策]

① 幼保小の連携を強化し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課（西郷村立幼稚園）

村立幼稚園と村内小学校との交流を継続していくとともに、**幼児期において育みたい資質・能力の3つの柱、及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」について共通理解を図り、幼児期にふさわしい教育を推進していく。**

(3) 障がい児保育等の充実

特別な支援を必要とする幼児の特性に応じた適切な支援を行うために、**園全体で組織的・計画的に支援に取り組むとともに、家庭との信頼関係を構築し、各関係機関や小学校との連携を図っていく。**

[主な施策]

① 園児同士の関わりが深まる環境構成の工夫

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課（西郷村立幼稚園）

本県の基本理念「地域で共に学び、共に生きる教育」のもと、個々の障がいの状態に応じた教育を行うために、障がいの有無に関わらず「共に学び生きる」環境構成を工夫する。

② 個々の状態等に応じた計画的、組織的な支援

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課（西郷村立幼稚園）

学校や保護者・関係機関との連携を深め、ケース会議等で情報を共有するなど、支援を必要としている人それぞれの状況に応じた相談支援体制を引き続き継続し、適切な支援につなげていく。

③ 関係機関との連携や小学校の就学に向けての引き継ぎ

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課（西郷村立幼稚園）

家庭、地域及び医療や福祉等の関係機関との連携を図り、安心して自己を発揮できるように、指導内容や指導方法の工夫等の引き継ぎを密にし、一貫した支援が行われるようにする。個別の教育支援計画や保護者から利用について同意が得られた資料や情報の引き継ぎを丁寧に確実に行う。

2. 子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援の充実

子どもを安心して産み育てることができるように、子育て世代包括支援センターと連携し子育て相談を実施するとともに、保護者の経済的負担を軽減し、子育てに適した環境づくりを図っていく。

[主な施策]

① 多子世帯等の経済的支援の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

第3子以降及び所得状況により村立幼稚園の給食費を補助し、子どもの健やかな成長と、保護者の経済的負担軽減を図っていく。

3. 学校教育の充実

(1) 豊かな心の育成

自分を律する心や思いやりの心など、子どもたちの豊かな心を育てることは、いつの時代においても重要な課題である。また、情報化の進展に伴って人間関係が希薄となり、子どもたちの社会性の低下は憂慮すべき問題となっている。それらをふまえ、豊かな感性や規範意識、公共心、思いやりの心などを育むために、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育・人権教育等の充実を図る。

[主な施策]

① 西郷村「子ども宣言2004」(2013改訂)の発達段階に応じた実践及び見直し

実施時期：令和5～9年度(継続) **担当課：**学校教育課

「子ども宣言2004」を教室に掲示し、朝の会や帰りの会で読ませたり道徳の授業で取り上げたりすることによって、学年や学級の子どもの実態に応じた内面化を図り、日常生活における実践を促す。

② 道徳教育の充実

実施時期：令和5～9年度(継続) **担当課：**学校教育課

道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりや指導法に関する研修等を行い、「考え、議論する道徳」を志向した授業の構築に努めるとともに、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。

③ 家庭・地域との連携による人権教育の充実

実施時期：令和5～9年度(継続) **担当課：**学校教育課

「西郷村子ども宣言」「西郷村子育て宣言」を活用しながら、家庭や地域と一体となった教育を推進するとともに、西郷村子ども人権会議や人権擁護委員による人権教室を開催するなどして、学校における人権教育の充実を図る。

④ 学校図書館教育の充実

実施時期：令和5～9年度(継続) **担当課：**学校教育課

日課表への読書時間の位置づけや、読み聞かせボランティアを活用するなどして、子どもたちの豊かな心を育み、学習への興味・関心を高めていく。

また、図書システムの導入や学校図書館支援員を配置し、古い図書の更新、児童・生徒への読書案内やレファレンス(資料・情報探しの支援)等、学校図書館を活用した学習活動の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを進め、本に親しむ環境を整える。

(2) 確かな学力の向上

子どもたちが、人生や社会のあり方と結びつけて学習内容を深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けようとする意欲を高めるためには、日々の授業における「学びの変革（個別最適化された学び、協働的な学び、探求的な学び）」の実現が重要である。一人一人に確かな学力を身につけさせるために、授業を核としつつ授業周辺部や家庭学習を効果的に関連づけ、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

[主な施策]

① 学力向上推進会議、委員会による学力・学習状況の把握と学力向上の推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

学力向上推進会議や学力向上研究委員会を定期的で開催し、各種学力テストの結果から子どもたちの学力や学習状況を分析・把握するとともに、課題克服のための具体的方策を講じて、学力向上を推進する。

② 学力向上グランドデザインに基づく自校プランの改善と校内研修の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

子どもたちの実態や課題をふまえて学力向上グランドデザインを作成するとともに、PDCAサイクルを活かして自校の学力向上計画を随時見直し、計画に基づいた実践の累積がなされるように校内研修の充実を図る。

③ 日課表の工夫による習熟のための時間の確保と効果的な活用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

学校課題をふまえて様々な視点から日課表を見直して、学習内容の習熟のための時間を始業前・業間・昼休み・放課後等に位置づけ、学習活動も工夫しながら効果的な活用を図る。

④ 少人数教育の良さを生かした「個に応じた指導」の実践と評価

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

少人数学級における指導の充実を図るとともに、チーム・ティーチングや習熟度別学習等の効果的な組み合わせによる、個に応じたきめ細やかな指導を推進し、その取り組みを適切に評価して必要な改善を図る。

(3) 健やかな体の育成

子どもたちが、生涯を通して生き生きとした生活を送るためには、心身ともに健やかに成長していくことが大切である。しかし、運動への興味や活発な取り組みに関する二極化傾向、食習慣や生活リズムの乱れ等が課題となっており、体力の低下や肥満傾向についてもなかなか改善されない現状がある。健康への意識を高め、健やかな体を育むために、健康教育を推進し、健康管理と健康指導の充実を図る。

[主な施策]

① 健康診断・健康相談による健康の管理

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

肥満やう歯、成長に伴う心身の変化などについての実態を把握し、正しい理解や望ましい実践を促す健康指導をより充実させるために、健康診断や健康相談に基づく健康管理を適切に行う。

② 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭、栄養教諭などの専門性を生かした「健康づくり」

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

子どもたちが正しい知識を身につけ、望ましい判断や実践をし、生涯にわたって自らの健康の保持増進ができるよう、関係機関等との連携を密にし、それぞれの専門性を生かした「健康づくり」教育を推進する。

③ 和食と地産地消を配慮した「にしごうマクロビ給食」の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課（給食センター）

本村において実施されている学校給食の特色である「胚芽米や雑穀等を加えた主食」「野菜や豆類・魚・その他多彩な食品や多様な調理法を取り入れた副食」「噛みごたえのある食材の提供」「安全を確認した地産地消の推進」を通して食育の推進を図る。

(4) 特色ある教育の推進

たくましく生きていく子どもたちを育てるために、豊かな自然や歴史、熱心で協力的な地域人材などといった地域のよさを活かした“西郷村ならではの”“自校ならではの”の特色ある教育を推進する。

郷土や学校は、人間の自己形成に大きな影響をもたらすとともに、生涯にわたって精神的な支えとなるものである。郷土や学校に対する誇りと愛情をもち、夢や希望に向かって頑張る姿勢を推進する。

[主な施策]

① 必四学習の推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

学校の課題や子どもの実態をふまえて必ず達成させたい重点実践目標を「必四学習」として設定し、指導の継続と評価による改善を図りながら、「生きる力」を育むための取り組みを推進する。

② 幼保・小・中・高をつなぐ教育の充実及び交流教育の推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

中学校区における小中連携を核としつつ、幼保と小の接続を大切にし、高校進学をも見据えながら、村内の幼保・小・中をつなぐ教育の充実を図るとともに、それぞれの教員同士、子ども同士の交流を推進する。

③ 「学びの変革」・「学校の在り方の変革」を柱とした特色ある教育課程の編成・実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

教育目標を具現するために、学習指導要領を基盤としつつ、子どもたちの姿や保護者の願い、地域の実情、社会の変化等をふまえた特色ある教育課程を編成し、適切に実施・評価して、改善を図る。

④ 子ども子育て支援制度についての研修と対策の検討

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

子ども子育て支援会議を定期的開催し、関係機関と情報を共有しながら連携をとり、子育て支援の充実を図る。

⑤ セカンドスクール、合同交流学习など、心を豊かにする体験や本物にふれる機会などの充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

地域の豊かな環境を活かした自然体験学習等を通して、自然の美しさに感動する心や畏敬の念、思いやりや協力の心を育てるために、小学5年生対象のセカンドスクール、小学6年生対象の合同交流学习を実施し、活動内容の充実を図る。

(5) 時代に対応した教育の推進

情報化や国際化の進展などによって社会は大きく変化しており、価値観の多様化が進行している。また、少子化や核家族化の進行に伴い、様々な課題を抱えた子どもや家庭が増えてきている。さらに、東日本大震災から12年を経てなお、防災への意識や放射線に関する知識の重要性は増している。それらのことをふまえ、社会の変化に対応しうる力を育て、多様な児童生徒のニーズに応えることができるような教育を推進する。

[主な施策]

① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援員の積極的な活用と必要に応じた「すこやか教室」の活用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

子どもや保護者が抱える様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラーと学校支援員を各学校に、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置するとともに、登校できない子どもへの支援のために「すこやか教室」を設置し、活用できるようにする。

② 情報教育の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

児童生徒一人一人の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するとともに、ICT支援員を活用し、情報化の進展に対応した教育の充実を図る。

③ 国際理解教育の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

発達段階をふまえた外国語指導助手（ALT）とのかかわりやオンライン英会話レッスンの実践を通して、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、外国の言語や文化に対する理解を深める。また、英語検定料の補助事業活用により英語力の向上を図る。

④ キャリア教育の推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

地域の行事参加・職場体験等、学校を中心とする地域との関わりを通し、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、キャリア教育の推進を図る。

⑤ 放射線教育・防災教育・環境教育の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

身近な環境や過去の災害、放射線や再生可能エネルギー等についての正しい理解、災害発生時の対応や放射線から身を守る方法等に関する学習を教育課程に適切に位置づけ、SDGsの視点と関連付けながら効果的に実施する。

⑥ 要保護児童生徒への支援に向けた関係機関との連携

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

要保護児童生徒への支援について、各関係機関と連携し、情報の共有を図り、速やかな事務処理に努める。

⑦ 主権者教育の充実

実施時期：令和5～9年度（新規） **担当課：**学校教育課

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、児童会・生徒会活動やボランティア活動等を通じ、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことのできる力を身に付けることができるよう、主権者教育の充実を図る。

(6) 特別支援教育の充実

全国的な傾向と同様に、少子化の状況にもかかわらず、特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、そのニーズも多様化している。また、インクルーシブ教育システムの構築と推進に向けて、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学び共に生きる環境を整え、個のニーズに応じた適切な支援を行うことが大切である。それらのことをふまえ、関係機関等との連携のもと、特別支援教育の充実を図る。

[主な施策]

① ニーズと時代に対応した切れ目のない支援の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けられるようにするために、必要に応じて適切な変更・調整を行い、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに対応した合理的配慮を提供する。

② 特別に支援を要する子どもたちへの支援

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

特別な支援が必要な子どものニーズに応じた教育を行うために、診断の有無にかかわらず「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成して活用し、実践を踏まえた評価を行って指導の改善に努めるとともに、適切に引き継ぐことができるようにする。

③ 西郷支援学校、学校間、関係機関等との交流、連携強化

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

特別支援教育に関して、幼稚園・保育園・小学校・中学校と西郷支援学校を含めた関係機関との連携のあり方について協議する、西郷地区特別支援連携協議会を充実させるとともに、各学校間の教員同士、子ども同士の交流を推進する。

④ 西郷村教育支援委員会の実施

実施時期：令和5～9年度（新規） **担当課：**学校教育課

教育上特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する早期からの一貫した教育支援を充実させるため、きめ細やかな就学指導に努めるとともに、年に複数回支援委員会を実施し、適正な就学事務を執行する。

4. 家庭・地域の教育力向上

(1) 学校・家庭・地域の連携促進

生活様式の多様化や核家族化の進行、地域コミュニティの衰退等により、家庭や地域の教育力が低下しているといわれているが、子どもが基本的な生活習慣や基本的な社会のルールを身に付けるのは家庭である。

村では、「人づくりの原点は家庭」を基本に、学校、家庭、地域が連携し、それぞれが役割を果たせるよう積極的に働きかけをし、家庭、地域の教育力の向上を図る。

[主な施策]

① 西郷村「子ども宣言2004」(2013改訂)・「子育て宣言」「人権教育、心の教育を推進するための5つの提言」の実践及び見直し

実施時期：令和5～9年度(継続) 担当課：学校教育課

子どもが大切にすべきことを示した「子ども宣言」、子どもの幸せのために親が実践すべきことを示した「子育て宣言」を制定し、学校や家庭、地域社会が一体となり、それぞれの立場で子ども達の人権教育、心の教育を推進するために5つの提言をまとめ、学校・家庭、地域が共有し子ども達の豊かな人間性、社会性を育む環境づくりを整える。

② 「お弁当の日」の実施と、家庭や地域との連携による食生活の啓発活動

実施時期：令和5～9年度(継続) 担当課：学校教育課

毎日の食事に込められた愛情や地産地消を推進した栄養バランスの良い給食の大切さを知り、感謝の心や望ましい食生活を実践する力を高める「お弁当の日」や給食試食会を通して家庭や地域との繋がりを深め、健全な食生活のための啓発活動を推進する。

③ 学校運営の改善・発展

実施時期：令和5～9年度(継続) 担当課：学校教育課

学校評価を通し、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を各学校において検証し、学校運営の改善と発展を目指す。

(2) 地域ぐるみの見守り活動の支援

近年、子どもたちが犠牲となる卑劣な犯罪が全国各地で発生している。今やこのような犯罪は、いつ、どこで起きても不思議ではない状況となっている。

学校安全については、これまでも大きな事件・事故災害が起きるたびに学校安全の充実が叫ばれ、改善がなされてきた。しかし、学校で起きる事件・事故災害は無くならず、また、事件・事故災害により尊い命を失うことも発生しており、学校安全と危機管理の更なる充実が求められている。

村では、引き続き地域住民の理解と協力をいただきながら、子どもたちを犯罪や事故から守る。また、活動がさらに広がっていくよう働きかけを推進する。

通学路については関係機関と連携し、歩道整備など必要な対策を行うことで登下校時に

おける子どもたちの安全確保を図る。

また、青少年健全育成村民会議やPTA連絡協議会と連携し、街頭指導や薬物乱用防止啓発活動や少年の主張大会の開催等を通して中高生や大人たちへ青少年健全育成の意識高揚を図る。

[主な施策]

① 創意工夫ある地域教育懇談会の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

地域とともにある学校づくりを念頭に、教育長、教育委員、教職員、保護者、地域の方々との懇談会を開催したり、有識者の講義などを行い広く見識を高め、それぞれの課題などを検討し、子ども達が地域において、さまざまな大人と関わりながら多様な交流・体験を通じて健やかに成長し、社会性が育まれるような環境づくりを整える。

② 「西郷村子どもの安全見守り隊」隊員・協力員による充実した活動

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

西郷村子どもの安全見守り隊については、約80名の隊員がボランティアで登下校時ににおける児童生徒の安全確保の活動に取り組んでいるが、今後も活動の充実と組織の活性化を図りながら、地域みんなで見守る活動を推進する。

③ 青少年の健全育成に係る活動の支援

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

青少年健全育成村民会議やPTA連絡協議会と連携し、青少年の健全育成に係る活動の支援及び充実を図る。

ア 少年の主張大会の開催

中学生及び小学生による少年の主張をとおり、青少年健全育成に対する村民の意識高揚の機会とする。

イ 青少年健全育成街頭指導

西郷村地域安全活動推進隊など他課所管の組織と連携し、ゲームセンターやカラオケボックス、公園などでの街頭指導を実施する。また、村内コンビニ店等を訪問し青少年健全育成条例に基づく対策として、子どもに見せたくない図書の展示販売など取扱いに、留意されるよう注意を促す。

ウ 薬物乱用防止啓発活動

イオン白河西郷店の協力を得てチラシ等を配布し薬物乱用防止啓発活動を実施し、中高生や大人たちの意識高揚を図る。

(3) 家庭の教育力の向上支援

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有しており、教育の原点として家庭教育は重要である。しかし、近年、子育てについて不安や孤立を感じたり、基本的な生活習慣など課題を抱える家庭があり、家庭の教育力の低下が指摘されている。

このため、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要である。

[主な施策]

① 携帯電話・テレビ・ゲーム・服装など家庭内の子育てルールづくり

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

携帯電話やスマートフォンの急激な普及やメディアへの過剰な接触により、子どもたちの環境にも様々な問題が発生している。学校・家庭・地域と連携しながら、「子どもたちの心身の健康を守ること」、「子どもたちをトラブルや犯罪から守ること」、「家族団らんの時間を増やすこと」を目的としてルールづくりを推進する。

② 家庭での学習・読書の習慣づけや学習意欲の向上を図る取組の推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

家庭での読書活動を位置づけ読書に親しむ習慣が身につくよう、言語活動の充実をはかり、学習意欲の向上を図る取組を推進する。

③ 家庭教育に関する情報や学習機会の提供

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

家庭教育の重要性について啓発しつつ、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実を図る。

(4) 多様な体験・交流活動の充実

地域において、地域活動団体や地元企業などと連携し、さまざまな大人が関わりながら、地域の産業や歴史・文化、自然環境等について学習・体験する機会や、家庭や地域以外の人との交流・関わりを深めることができる機会の充実を図ることで、子どもたちの社会性が育み、西郷村に愛着や誇り感じられる教育を推進する。

[主な施策]

① 自然の家・家畜改良センター・支援学校等村内教育機関との連携と活用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

ア わくわく探検隊事業の充実

校内5つの小学生が、学校の枠を超えて体験活動をすることにより、困難を克服する力や協力する心を養い、親睦を深めるとともに、切磋琢磨することを通して、互いに頑張ろうとする意欲を高める。

活動内容を吟味し、村内や近隣の教育施設や関連施設と連携し、活用を図る。

② 文化・芸術活動、福祉ボランティア活動等の連携により、地域における体験交流機会の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

地域の歴史や伝統文化、地場産業などについて、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、体系的・継続的なプログラムを作成し、村民、特に子どもたちにとって有意義な体験・交流機会を創出し、その充実を図る。

③ 国際友好都市をはじめ、国内外の児童生徒との交流機会の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課・生涯学習課

ア 中学生異文化体験事業の実施

人材育成の一環として、次代を担う中学生の国際的な感覚の養成及び異文化を体験することを目的とする。天栄村のブリティッシュヒルズで、本物の英語に触れ、異文化を体験する。英国のスポーツや料理作りなど、さまざまな異文化を体験しながら語学研修を行う。

イ 外国語教室（夏休み小学生英会話教室）の実施

外国語教室について、ALTの協力を得て実施している。従前は小中学生を対象に行ってきたが、小学3年生からの外国語活動の実施をふまえ、平成29年度から小学生のみを対象としている。

5. 教育環境の整備

(1) 安全・安心な学校づくり（給食センター含む）

近年、子どもたちが犠牲となる卑劣な犯罪が全国各地で発生している。今やこのような犯罪は、いつ、どこで起きても不思議ではない状況となっている。

学校安全については、これまでも大きな事件・事故災害が起きるたびに学校安全の充実が叫ばれ、改善がなされてきた。しかし、学校で起きる事件・事故災害は無くならず、また、事件・事故災害により尊い命を失うことも発生しており、学校安全と危機管理の更なる充実が求められている。

村では、引き続き地域住民の理解と協力をいただきながら、子どもたちを犯罪や事故から守る。また、活動がさらに広がっていくよう働きかけを推進する。

[主な施策]

① 不審者侵入、災害発生時等の児童生徒の安全確保に向けた危機管理対策の強化

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

学校等の防犯面の安全性については、機械警備等により一定確保されているが、不審者の侵入等、不測の事態において迅速かつ適切に対応できるよう、態勢を整えておく必要がある。現在、村では不審者情報がある場合には各学校等で配信しており、引き続き実施していく。

② 幼稚園・学校・生涯学習施設・設備の検査・点検整備と有効活用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課・生涯学習課

幼稚園、各小中学校、生涯学習施設等の定期的な点検を実施し、安全、安心な学校生活や日常生活をおくれるように、施設の環境を整備する。

③ 学校給食の安全確保（一食分検査と公表、適正な衛生管理）

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課（給食センター）

給食一食分の放射性物質検査を実施し、その結果を村のホームページで公表し、安心安全な学校給食の提供に努める。また、食中毒予防のため、学校給食衛生管理基準を遵守し適正な衛生管理に努めていく。

(2) 教職員の資質の向上

学校教育の成否は、教職員の資質に負うところが極めて大きい。学力向上はもちろん、いじめや不登校など、学校教育を巡る諸課題に対応できる資質や能力を向上させることは、全ての教職員に求められている。教育に対する使命感をもって目標を定め、個を大切にしたきめ細やかな教育が行えるよう、教職員の自律心と倫理観を高めるとともに、専門性を磨き、実践的指導力の向上を図る。

また、教職員が心身ともに健康で教育活動に専念できるように支援する。

[主な施策]

① 授業改善におけた校内研修の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

村の学力向上推進会議や学力向上研究委員会等で示された共通実践事項をもとに、自校の研修計画や実践を適宜見直し、具体的・計画的な方策を講じて授業の質的改善が図られるよう、校内研修の充実に努める。

② 一人一授業研究等への指導主事や学校教育専門指導員、学校教育推進員の活用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

各学校と教育委員会が連携を密にしながら指導体制を充実させ、教職員の授業技術の向上を目的とする“一人一授業”を基本とした授業研究会等において、指導主事や学校教育推進員の積極的な活用を図る。

③ 各種研修会への積極的な参加と成果の伝達・活用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

村教育委員会や県南教育事務所、県教育委員会等の主催による各種研修会に、“学校の代表”としての自覚をもって参加できるようにし、事後には確実に伝達講習を行って共通理解に努め、研修成果の有効活用が図られるようにする。

④ 村教職員の研修の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

教職員の資質や能力の向上に資するために、その内容や方法、講師等について工夫しながら、教職員の職種やニーズに応じた研修、今日的な教育課題に対応する研修等の充実に図る。

⑤ 教職員の倫理観を高める研修と不祥事の根絶

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

校長・園長会や教頭・副園長会、村服務倫理対策委員会等における研修の充実に図るとともに、各校の校内服務倫理委員会を活性化させ、教職員の倫理観と自律心を高めて、不祥事や学校事故の根絶を図る。

(3) 計画的な施設・設備の更新

村内の小中学校については、耐震化はすでに完了しているが、築40年を経過している校舎、屋内運動場については、学校適正配置の検討結果を踏まえた施設長寿命化に基づき年次計画を作成し、建て替え、もしくは大規模改修を行う。また、予防保全的な施設・設備の改修、修繕等必要な対策を行っていく。

このほか、学校施設の防災機能強化のため、屋内運動場等の吊り天井の落下防止については、優先順位が高い事業として、早急に対策を行う。

なお、事業実施にあたっては、財源確保が最大の課題であるため、財政部局と協議を重

ね、事業を計画的に進めていく。

[主な施策]

① 老朽化した教育施設の整備

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

学校施設の老朽化対策として、築40年を経過した校舎、屋内運動場の建替え、もしくは大規模改修については、学校適正配置検討の結果を踏まえた学校施設等長寿命化計画により年次計画を作成し進めていく。

② 防災機能強化対策の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

学校施設は災害時等の避難所、避難場所に指定されているため、防災機能強化対策として、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策等について順次計画をたてて早急に実施する。

③ 時代・教育ニーズに応じた教育環境の整備

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

ICT活用により、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等において、それぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習環境の充実を図る。

④ 学校規模適正化の検討

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

持続可能な質の高い教育環境を目指すため、西郷村学校適正化配置検討委員会の提言を受けながら、今後の学校のあり方についてより具体的な検討を行う。

(4) 安全な通学の確保

西郷村通学路安全推進会議において、関係機関が連携して行う通学路の合同点検を毎年実施し、危険箇所を把握するとともに修繕、工事など必要な対策を行うことで通学路の安全確保に努めていく。

[主な施策]

① スクールバスの安全運行

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

現在稼働している中型バス2台、ミニバン1台のスクールバスの適正な運行を図り児童のより安全な通学手段の確保に取り組む。

② 西郷村通学交通安全プログラムによる関係機関と連携した通学路の安全確保

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

西郷村通学路安全推進会議において、関係機関が連携しながら行う合同点検を毎年実施し、危険箇所を把握するとともに修繕、工事など必要な対策を行うことで通学路の安全確保

保に努めていく。

(5) 就学支援の充実

経済的理由により就学困難な児童・生徒の就学に要する経費を支給する。また。進学への意欲や能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学・進学が困難と認められる生徒に対し奨学金の貸与を図る。

[主な施策]

① 就学に係る経済的支援や奨学金制度の利用支援

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

高等学校、高等専門学校等の入学者には300,000円以内、大学、短大、専修学校等の入学者には500,000円以内で貸付を行う。今後は貸付けた奨学金の返還免除や、給付型にするなどの検討を行う。

② 要保護・準要保護制度の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、村が就学に必要な費用の一部の援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、就学援助を実施する。

③ 学校給食費無償化等保護者の経済的負担の軽減

実施時期：令和5～9年度（新規） **担当課：**学校教育課

小中学校へ入学する新1年生の保護者を対象として入学祝い金を支給、また中学校の修学旅行に参加した生徒の保護者を対象として修学旅行費軽減補助金を交付、さらに村に住所を有する小中学生等を対象に給食費の無償化など、子育て支援の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る。

6. 生涯学習の推進

(1) 公民館活動の充実

村民に最も身近な生涯学習施設である公民館において、その機能を有効に活用し、趣味・教養等だけでなく、村民の学習ニーズに応じて民間等で提供されにくい分野の学習機会、学習情報の提供等の充実が期待されている。

また、公民館には村民の習得した知識、経験等の学習成果が地域の課題解決に生かせるよう支援を行う役割も果たさなければならない。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降、計画に沿った企画運営を変更せざるを得ない状況が続いた。今後もウイズコロナの中で、感染対策に留意しながら生涯学習の推進を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、関係機関による支援や連携により生涯学習を推進する基地として、より充実した事業を展開して行く必要がある。

[主な施策]

① 住民の学習ニーズ（地域課題）の把握と多様な学習機会の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

現在の村民を取り巻く社会環境の変化のスピードは早く、様々な課題がある。これら現代的課題や地域課題に応じた教室・講座の実施やライフステージに応じた学習機会の充実に努める必要がある。また、聴講するだけでなく、体験や実技などを加味した参加型学習を創出し、村民の学習意欲を高めるような工夫が必要である。

② 学習情報の収集・整理・発信と相談の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

現在の高度情報化社会では、数多くの情報が飛び交い、それら情報の中から有益な情報を引き出さなくてはならない。特に学習情報の収集・整理、そして発信を行い、学習相談の充実を図る。

③ 国・県や村長部局との連携による生涯学習の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

教育基本法第3条にあるように、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることが出来るよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に行かすことのできる社会の実現を図るため、村長部局のみならず、国・県との連携も図り、生涯学習の充実に努める。

④ 各種講座・教室の開催を通じて村民同士や他地域との交流機会の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

ア 西郷単位制総合大学・きらり学び講座

短大生・大学生・大学院生同士の交流だけでなく、選択科目である各種講座・教室で

の受講生同士が交流できるよう努める。また、現地見学や卒業旅行のなかでも、訪問先の地域との交流ももてるよう内容の充実を図る。

イ 少年少女合唱クラブ

村内の各小中学校の児童・生徒それぞれが合唱を通して交流をしている。また、施設慰問や図書ボランティアとの交流など世代間交流にもつなげられるよう交流機会の充実に努める。

ウ ウクレレ教室

ウクレレ演奏を通して、音楽の楽しさを感じるとともに、勤労者の公民館活動への参加を促す事業とする。

⑤ 生きがいづくりや健康寿命延伸のための事業の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

高齢者が年齢にとらわれることなく自由に生き、主体的に活動し、自立した生活をしていくための契機となる事業を実施する。

ア 人生楽園クラブ

60歳以上の高齢者が月1回、5～11月にかけて、健康体操、カラオケ、絵画、編み物、茶道など趣味の講座を実施。その他、村外研修、文化祭芸能発表会での発表、文化祭作品展覧会への作品出品等の活動を実施している。

今後も、特別講座や趣味の講座で教養を身につけ健康増進を図るとともに、自らの生きがいを求め親睦や交流を深めることを目的とし活動していく。

（2）人材育成・学びの循環の推進

基本構想にあるとおり、“村づくり”は“人づくり”である。協働のむらづくりを推進することができる自立的な地域コミュニティをつくりあげ、導くことができる“人づくり”を推進する体制づくりをしていかななくてはならない。

また、西郷単位制総合大学の卒業生が学校教育や生涯学習の講師として活動するなど、地域における学びの循環を形成するため、西郷単位制総合大学を引き続き生涯学習の中核として推進していく必要がある。

[主な施策]

① 人材育成事業の実施と検討

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

ア 人材育成事業助成事業の実施

西郷村自主研修事業等に対する助成金交付要綱に基づき、地域活性化、教育、産業、福祉の振興のための村民の自主調査、研究、又は研修に対し、助成を行う。

海外留学の助成もあわせて行っており、周知徹底に努める。

② 地域学校協働本部事業の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

地域の将来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校と地域がパートナーとして、互いの役割を明確にし、対等な連携・協働関係を築くとともに、地域住民同士のつながりも深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域創生につなげる。

また、令和3・4年度にかけて、各小中学校に学校運営協議会が設置され、学校側が地域と協働する素地ができつつある。

ア 子どもの安全・安心な居場所づくりの支援（放課後児童対策推進事業）

地域のボランティアや学校の協力を得ながら、勉強やスポーツ、文化活動等、さまざまな体験活動を行う場として、放課後、学校の特別教室を利用して、「放課後子ども教室」を年間約70回開催し、体験活動や交流活動を実施している。

今後、放課後児童クラブとの連携を視野に入れながら、地域に根差した活動になるよう努める。

イ 学校支援地域本部事業の充実

各中学校区に配置している学校支援コーディネーターが学校と地域をつなぐ役割を担い、学校の環境整備や総合的な学習の時間における体験活動のボランティア派遣、学校行事の補助等、地域が学校を支える取り組みにより、心豊かでたくましい子どもたちを地域全体で育む。

ウ 地域学校協働活動事業の実施

地域で学習塾や家庭教師を行っている方を講師として招き、学習支援を実施することによって、学習意欲の向上や学習習慣を身に付けることにつなげるようにする。

また、地域学校協働の「学校が地域に貢献する」部分についても、各学校に設置された学校運営協議会と歩調を合わせながら、支援できるようにする。

③ 生涯学習の推進を担う人材の育成・確保とボランティアの活用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

生涯学習の推進は行政のみの力で推進できるものではなく、学校や地域、民間活力などを活かしながら進めていくものである。そのため、生涯学習の推進を担う人材の育成は勿論、その確保も重要となる。従前から人材育成バンクや学習支援ボランティアなど人材確保の取り組みは行われているが、活用されないままになるケースが多い。そのため、ニーズに合わせた人材の確保に努めつつ、学習支援だけでなく、研修会やイベント等での支援など積極的な活用に努める。

④ 学習記録の累積と学習成果を地域に還元する学びの循環の推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

既に西郷単位制総合大学で実践されているが、学生の学習記録の累積によって単位修得し、その修得した規定の単位数により卒業生となる。卒業時には、短大生は生涯準学士、大学生は生涯学士、大学院生は生涯修士の学位を授与されている。この卒業生が講師となり、学習成果を還元する学びの循環は今後、他の事業にも拡大させていく必要がある。

また、学習成果の還元だけでなく、地域コミュニティの核となりうる人材として活躍していく、大きな意味での学びの循環も推進していく。

（3）読書活動の充実

読書活動は学力の向上につながる読解力を養い、知識や教養を身に付けるだけでなく、情緒や精神発達のにも大きな役割を果たしている。これは家庭や学校だけでなく地域全体での取り組みが必要であり、ハード・ソフト両面での読書環境の充実にお一層推進していかなくてはならない。

[主な施策]

① 利用者のニーズに応じた図書室機能・サービスの充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

多様な情報が錯綜する高度情報化社会下では、図書室の活動も例外ではなく、平成25年5月に策定された「子どもの読書活動に関する基本的な計画」のなかでも、図書館のホームページの開設やメールマガジンの発行等、インターネットを活用した情報発信の充実が謳われている。

また、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書等を含む図書館資料を整備して、充実した図書館サービスの提供に努めることも明記されている。

これらの要請に対応しながら、図書室機能・サービスの充実に努めていく。

② 家庭・学校と連携した子どものころからの読書活動推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

公民館図書室だけでなく、読書活動の推進は家庭や学校等、様々な場所での展開も重要である。令和3年3月には『第二次西郷村読書活動推進計画』が策定され、特に子どものころから読書習慣を身につけるような取り組みが重視され始めている。そのような動きに対応し、支援するため、図書資料の紹介やレファレンスの充実、おはなし会や読み聞かせ会等の活動も充実させていかなくてはならない。

ア 読書活動推進フォーラムの開催

読書意欲を高め心豊かな生活と読書環境の充実を図る目的で実施し、平成29年度から体験主体とし、「本に親しむ」をテーマに、「NISHIGO BOOK FES」として開催していた。

しかし、コロナ禍となり十分な活動ができない状態が続いている。今後は感染症対策

を図りながら、内容を吟味し、一層充実したものとなるよう実施していく。

イ 図書ボランティアの育成

公民館図書室の充実を図るため図書ボランティアの養成講座を実施している。受講した方が図書ボランティアとして、おはなし会や読み聞かせ会等の活動だけでなく、図書室内の飾り付けや貸出・返却の管理などを実施している。常に図書室に誰かがいる状態を目指して今後も活動していく。

また、平成29年度からは「子ども司書」の養成も行っている。子どもの頃から図書室に関わることにより、習慣的な読書活動につながることを目的としている。

コロナ禍で図書ボランティアの活動及び子ども司書の活動が中断した時期があった。感染症対策を講じながら、コロナ禍でも充実した活動となるよう、検討しながら進めていく。

ウ ブックスタート事業・はじめての絵本ひろば

4カ月児健康診査時において、絵本をプレゼントするブックスタート事業は、乳幼児期の子どもが初めて本に触れ、本に親しみをもち、親が読み聞かせをすることにより、言葉の獲得や情緒の安定、親子の絆の醸成につながっている。

6～7カ月児健康相談時に行っていたはじめての絵本ひろばは、当初読み聞かせの実演と絵本の紹介を行っていたが、コロナ禍で絵本の紹介のみとなっている。ただし、図書室の案内は継続して行っており、図書室への利用につなげている。

この乳幼児期の2事業を行うことにより読書や読み聞かせの常態化を図る。

エ 公民館図書室・学校図書館担当者の情報交換会の設置

『第二次西郷村読書活動推進計画』では、公民館図書室と学校図書館とのネットワーク化についても、取り組むべき課題として提言している。図書システムのネットワーク化も課題としてあるが、各図書関連施設に携わる方たちが情報交換し、共有できる場の設定が喫緊の課題であるため、先生方の負担にならないような方法を検討しながら設置に向けて進めていく。

(4) 生涯学習拠点・コミュニティ施設の整備

本格的な人口減少社会を迎え、また、高齢化率の増加も予想されることから、生きがいや自立した社会を目指す生涯学習の活動や芸術・文化活動の拠点となる文化センターの機能向上、各地域での生涯学習の活動だけでなく、地域の活動の拠点となる集会所の改修など、コミュニティ施設の整備を推進していく必要がある。

これらを推進することにより、利便性が高く快適な居住空間の形成へとつながるよう努める。

[主な施策]

① 文化センターの機能向上を図るための整備の推進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

令和7年秋開庁予定の新庁舎建設に伴い、文化センターの利用のあり方についても、変化が生じてくる。誰もが利用しやすい文化センターを目指しつつ、利用の変化に応じた各研修室の改修も検討する。

② 地区集会施設の整備の充実と活動の促進

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

地区集会施設のなかには築40年を超えるものもあり、老朽化が著しい。これら建物の改修を計画的に行い、各集会施設の長寿命化に努めていく。加えて、高齢化率の増加を鑑み、トイレの洋式化や段差の解消などのバリアフリー化、誰もが利用しやすい施設を目指しての舗装や外灯の設置といった駐車場の整備も地域住民と相談しながら、計画的に進める。

また、講師を地区集会施設に派遣して、地域課題解決のための講座を行う出前講座の実施など、活動の促進にも努める。

(5) 協働によるむらづくりの推進

特色ある村づくりを推進していくため、村内の関係機関、各種団体、企業等が地域課題を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、その解決に向けて連携して取り組むことができる体制づくりを推進する。

また、性別にとらわれることなく、すべての人が個性を発揮しながら、いきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現に向けての検討も行う。

[主な施策]

① 多様な活動主体との連携・支援

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

多様な活動主体を構成する構成員の資質向上やその組織の充実化、活発化を促し、魅力ある組織作りを支援する。また、住民のニーズに合わせた地域に密着した活動を連携して実施する。

② 若い世代の参画を促す事業の実施

実施時期：令和5～9年度（新規） **担当課：**生涯学習課

ア ^{はたち}20歳の成人式の実施

民法改正により、成人の年齢が18歳となったが、一つの節目として、そして、大事な職業選択の時期にふるさと西郷村を思い起こしてもらおうよう、これまで通り20歳の方を対象とし、名称を「20歳の成人式」と改称した。

今後、当該年度の成人者のみで構成する実行委員会ではなく、20歳前後の複数世代の若い方々が自らの力で「20歳の成人式」を執り行うことのできる体制となるよう、

検討し進めていく。

イ にしごう地域活性盛り上げ隊の実施

地域活性化の担い手として、高校生の活躍が全国で広がっている。そういった高校生の活躍を支援し、中学生も一緒に事業に取り組むことで、地域への関心を高めつつ、地域活性化につなげていく。

7. スポーツの推進

(1) スポーツに親しむ機会の充実

子どもから高齢者まで、多くの村民が体力に応じたスポーツを楽しみ、スポーツ活動を通じてさまざまな世代が交流する機会の充実に努める。

また、住民の健康志向が高まる中で、生活習慣病等の予防をするための有酸素運動としてのウォーキングが注目され続けている。本村でも「ウォーキング」をシンボルスポーツとし、普及・啓発を行っている。同じくシンボルスポーツである「ラジオ体操」についても、健康・体力づくりのための事業に取り入れており、運動習慣の定着を図る。

なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自粛、事業の中止及び縮小せざるを得ない状況が続いた。コロナとの共存が謳われるなか、感染状況を踏まえながら、免疫力を高めるといった側面からもスポーツの推進を図る必要がある。

[主な施策]

① 各種スポーツ教室・イベント等の開催

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

運動習慣の定着を図るため、各種スポーツ教室をスポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携しながら実施する。

ア シンボルスポーツ（健康ウォーキング・ラジオ体操）の普及、啓発

村では、毎月第3日曜日を健康ウォーキングの日に制定している。村内の文化財を巡りながらウォーキングを行う「ふるさと西郷講座」や「観桜健康ウォーキング」を開催し、その普及に努める。

また、各種大会、各種教室等にラジオ体操を取り入れ、村民の健康増進の一環として積極的に取り入れていく。

イ 村民登山大会

ふるさとを愛する心（自然愛護精神）を養い、安全登山の心構えを体得し、村民の体力増進を図る事を目的に実施している。

開催場所等を決める際には、警戒レベル等を考慮に入れて、安全登山に努める。

② 社会体育施設を活用したスポーツ活動の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

平成29年1月にオープンした村民屋内プールや平成29年4月から生涯学習課所管となった甲子高原こども運動広場や既存の多目的運動広場などを活用したスポーツ活動をスポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携し実施する。

また、それら施設を利用してスポーツ活動を行う団体等への支援も検討していく。

(2) 競技スポーツの推進

スポーツ協会等の各種スポーツ大会の開催や参加を通して、競技スポーツの技術向上や交流を促進する。

また、アスリートを育成している指導者等を招き、競技レベルの向上を図るとともに、指導者の養成、競技スポーツへの関心を高める取り組みも実施し、全国大会レベルに出場する選手の競技活動を支援する。

[主な施策]

① 競技スポーツの技術向上や交流を促進するための各種スポーツ大会の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

ア 西の郷クロスカントリー大会

平成29年度から甲子高原こども運動広場及び甲子高原きびたきの森トレーニングコースを活用し、開催している。甲子高原の自然に接しながら、体力の向上と競技者の鍛錬を図り、参加者相互の親睦を深め、健康的な生活の創出を図る。

また、遠方からの参加者に対して村の魅力を伝え、リピーターを増やすことで村経済の活性化も目指す。

イ 村内一周駅伝大会

村民スポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、村民生活をより明るく、豊かにするため開催している。村内30.3km、12区間を例年約30チーム・450人の小学生から一般までが駆け抜け、その勇姿をたくさんの村民が応援してくれている。

ホームページやSNS等のメディアを活用し、大会参加者の増加を図り、安全面等に留意して、伝統ある本大会が継続出来るように努める。

ウ 村民ゴルフ大会

東日本大震災の復興支援として、スポーツを通して村民の体力増進及び健康維持並びに村民間の交流を図る事を目的に西郷村スポーツ協会が主催で「さわやか高原西の郷ゴルフ大会」を開催している。

他に、ゴルフの競技人口拡大のために、低年齢からの基礎学習としての、小学生対象の「スナッグ・ゴルフ」教室とレベル向上のための中学生を対象とした「ゴルフ教室」を総合型地域スポーツクラブと連携して開催し、その充実を図る。

エ ふれあいカップ

国道289号沿い及び近隣市町村との交流を図るため、中学生を対象に「西郷ふれあいカップ中学生親善野球大会」を継続して開催している。競技スポーツの技術向上を図るとともに、部活動の地域移行も視野に入れながら、今後の運営方法について検討していきたい。

② 競技レベルの向上を図るためのスポーツ指導者講習会の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

スポーツ指導者の情報提供や指導方法及び練習方法などの講話により、指導者同士の相互理解、資質の向上を図り、競技スポーツの振興を目指すため、スポーツ指導者講習会を実施する。また、生涯スポーツの指導者にも一緒に参加してもらうことにより、スポーツ活動全般の向上を図る。

③ 全国大会等出場選手の競技活動の支援

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

教育委員会では西郷村スポーツ競技大会出場激励金交付要綱を定め、これを運用し全国大会等に出場する選手・団体に対し激励金を交付し、スポーツの振興・支援を行っている。対象者・金額については、競技大会のあり方等も変容しているため、その都度検討を重ねていく必要がある。

（3）スポーツ環境の整備・充実

より多くの村民が気軽にスポーツに親しむことができる環境整備を推進するとともに、スポーツを「みる」、「ささえる」など、多様な楽しみ方ができ、スポーツを通じて多様な交流が生まれる環境の整備を推進する。

[主な施策]

① 老朽化したスポーツ施設の改修

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

老朽化したスポーツ施設の計画的な改修を行い、安全・快適にスポーツを楽しむことができる環境整備の推進について検討を図る。

② 学校と連携した地域スポーツの推進

実施時期：令和5～9年度（新規） **担当課：**生涯学習課・学校教育課

子どものスポーツ環境の充実、技術向上、また国が提言する、運動部活動の外部移行に対応するため、地域スポーツ各種団体と学校とが連携し合えるよう支援し、地域スポーツの推進を図る。

さらに、運動部活動以外の文化部活動についても外部移行に対応するため併せて調査・検討を進めていく。

8. 芸術・文化の振興

(1) 良質な芸術文化に触れる機会の充実

心の豊かさを育むために、様々な世代の村民が多様な文化芸術に触れる機会を提供していくことが重要である。さらに、自らが文化芸術活動に携わり、それを発表し感動を共有する場を設けることにより活動をひろげることが可能である。

本村の芸術・文化の継承及び振興のために、文化関係の施策や各種文化団体とのより一層の連携を図る。

[主な施策]

① 村民が鑑賞できる芸術文化に関する情報の提供

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

芸術文化の鑑賞は村文化センターのみではなく、他市町村や他県の文化施設でも行われており、自家用車や公共交通機関など移動手段を確保できれば鑑賞することは可能である。様々な文化施設での情報を提供し、鑑賞することにより、村民の文化芸術への興味・関心が高くなり、意識向上に繋がると考えられる。そのため、福島県文化振興財団が発行する「ふくしま文化情報」などを活用しながら、情報の提供に努める。

② 芸術文化に触れる、発表する、鑑賞する機会の設定・充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

ア 「本物に触れる」文化活動推進事業の実施

平成29年度には地域住民のためのコンサートを開催し、好評を得た。また、令和4年度は伝統芸能の分野でも、プロの出演者を招き本物に触れる体験をし好評を得た。音楽ばかりでなく芸能分野でもニーズが高いことが確認できた。時期や内容、運営方法等を検討しながら、「本物に触れる」事業として、今後も断続的に実施していきたい。

イ 西郷村総合美術展の開催

村民及び村内に職を有する方から、絵画・工芸・書・写真などの部門の作品を公募し、本村芸術の振興を図る。新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学生作品の出品再開や、文化協会加盟団体、個人の方々の発表する場としての美術展、村民の芸術鑑賞の機会としての美術展、両方の面での美術展の充実に努める。

(2) 文化活動の促進

文化関係団体については、本村文化振興のために毎年各種事業を実施しているが、会員の高齢化や会員数の減少が課題となっている。そのため、自主グループ等の活動支援や文化活動の教室・講座を実施することにより、さらなる文化活動の促進に努める。

[主な施策]

① 文化活動を行う自主サークル等の活動支援と発表の場の創出

実施時期：令和5～9年度（継続） 担当課：生涯学習課

西郷村文化センターを利用している文化活動を行う自主サークル等の活動の支援や発表の場を設け、活動の活発化、常態化を促し、将来的に文化協会に加盟するよう促していく。

② 文化団体との連携と活動支援

実施時期：令和5～9年度（継続） 担当課：生涯学習課

文化関係団体等と連携して、文化祭等を実施する。文化関係団体については会員の高齢化や会員数の減少が課題であり、各団体の広報活動や文化協会の活動の支援、自主サークルから文化協会加盟の推進をしていくことにより文化関係団体の活性化を図る。

ア 西郷村文化祭の開催

歌や踊りを発表する芸能発表会と絵画や書などの作品展示会の2部門の構成で実施している。文化協会加盟団体構成員の高齢化や減少に伴う、出演者や出品作品の減少といった課題もあるが、自主サークルの出演や個人作品の発表を取り入れるなどの対策を講じていき、“村の文化祭”という位置づけを考慮しながら、さらなる充実を図りたい。

イ ロビー展の開催

文化協会加盟団体や自主サークルの活動成果を発表する場として、ロビー展を月毎に各団体でローテーションさせながら開催し、好評を得ている。今後も継続しつつ、充実を図りたい。

(3) 文化財の保護・活用

本村の文化財の保存・活用のために、指定文化財の保護、埋蔵文化財の調査、その他歴史資料の調査などを実施している。また、村内外の小学生を始め、希望者に対し歴史民俗資料館の公開、調査・研究成果の発表の場として「ふるさと西郷講座」を実施し、文化財の活用や文化財保護思想の普及・啓発を図る。

[主な施策]

① 貴重な文化財を指定し、その保護と有効活用の促進

実施時期：令和5～9年度（継続） 担当課：生涯学習課

現在、本村の指定文化財は県指定1件、村指定13件の計14件である。決して多い件数ではないが、これらを次代につなげられるよう守り伝えていかななくてはならない。しかし、その担い手の高齢化や後継者不足の課題がある。文化財の有効活用の方策を検討し、“地域の文化財は地域で守る”という原則のもと、その活動を支援する取り組みを実施する。

また、継続的に調査を行い、村にとって貴重な文化財については、積極的に指定を行い、保護するとともに、活用することにより地域振興、村全体の観光振興にもつなげていきたい。

② 指定以外の優れた文化財の調査と保護・活用のための施策の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

「にしごう地域遺産」認定制度のさらなる充実と周知活動を行い、指定文化財だけでなく、それ以外の文化財も郷土の宝として顕彰し、後世への継承を期待し、地域の個性ある創造に寄与できるよう、調査・研究を図る。

（４）伝統文化の継承支援

村に古来より伝わる伝統文化は、本村がここまで成長してきた礎である。先人たちがいなければ現在の発展は起こりえない。この伝統文化を継承し、未来へ紡ぐことは現代に生きる我々の責務である。その継承のため、民俗芸能団体への支援や村民が伝統芸能に触れることのできる場所の提供、年中行事・慣習等の伝統文化の聞き取り調査などを実施する。

[主な施策]

① 伝統文化の継承・保存活動に対する支援

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

上羽太地区に伝わる天道念仏踊りは江戸時代には確実に行われていた伝統文化であり、県の重要無形民俗文化財にもなっている。コロナ禍により、令和2年度より公開が中止されており、再開がスムーズにできるよう、天道念仏踊りを継承している上羽太天道念仏踊り保存会への支援を行う。

また、天道念仏踊り以外にも現代に伝わる盆踊り等について、調査・研究し、継承・保存のための支援を行う。

② 伝統文化に触れることのできる場の充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

伝統文化、特に民俗芸能に触れることのできる場の提供は、保護・活用において最も有効な方法である。これを充実させることは、文化財保護思想の普及・啓発、ひいては地域振興にもつながる。そのため、様々な発表の場をとらえて実施する必要がある。

③ 年中行事・慣習等の伝統文化の聞き取り調査の実施

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

民俗芸能だけでなく、お盆や節分、お祭りに代表されるような年中行事・慣習はその地域の特性や独自性とも関連して様々なものが存在する。また、古くからの村民の話はそれ自体が歴史であり、伝統文化である。これらを保存・継承するため、聞き取り調査等を実施する。

(5) 芸術・文化活動拠点の整備

芸術・文化の発信拠点として、また本村の芸術・文化活動拠点としての施設のあり方や必要な機能等を検討し、計画的な整備の推進を検討する。

[主な施策]

① 芸術・文化の発信拠点・活動拠点となる施設の在り方や機能の検討

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**生涯学習課

村民の教育文化の意識を高めるため、心豊かにする図書館、村の歴史を伝える歴史民俗資料館、地域の人々の交流の場となるコミュニティセンターの機能をあわせ持つ複合型文化施設を芸術・文化の発信拠点・活動拠点として整備する。

村の拠点づくり構想・新庁舎建設等を踏まえた上で、検討委員会を設置し、学識経験者等の意見を伺いながら、そのあり方や機能などを検討する。

9. 各種会議の充実と事務の適正な執行

平成27年度から教育委員会制度が改正された。新制度において新しい教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、教育委員会の委員による教育長のチェック機能強化と会議の透明化が求められている。

西郷村教育委員会では、研修会、勉強会を通して教育委員の資質向上に努め、「開かれた提案型委員会」を目指す。

また、事務・事業については、毎年、教育行政推進基本計画を策定し、さらにその年の重要なものについては、重点施策に位置づけて取り組みをしているが、重点施策については、点検・評価を行うことによって今後の取り組みの方向性を明らかにし、村民に信頼される教育行政を推進していく。

[主な施策]

① 教育委員会、各種委員会・審議会、校長園長会議などの充実

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

西郷村教育委員会では、年4回の教育委員会定例会と不定期で臨時会を3～4回開催し、教育に関する諸施策について審議、検討をしているが、今後は、総合教育会議において、村長と十分な意思疎通を図りながら、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するよう努める。

また、校長園長会を定例で年8回、臨時会を不定期で開催し、各学校との連携を図り、地域と一体となった学校づくりや、子ども達の豊かな学びを実現できるような学校経営を推進する。

② 国・県・他市町村、関係団体との連携、情報交換、会議等の実施・参加

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

国・県・村が適切な役割分担の下、お互い連携し協力しながら情報共有や、調整などを図り、教育事業を実施する。

③ 教育委員会関連予算の確保と各事務分掌の明確化と適正な執行・改善

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

教育委員会の事務・事業については、毎年、教育行政推進基本計画を策定し、さらにその年の重要なものについては、重点施策に位置づけて取り組みをしており、予算を伴うものがあれば、予算を確保し事業を進めていく。また、各事務担当者が適正に事業を執行し、教育委員会内でも情報の共有を図りながらよりよい教育行政を実施する。

④ 条例、規則の改編、通知・通達・制度等の周知と適切な運用

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

国、県の法令、制度等により適正かつ適切な事業の執行と運用を図る。また、制度等の改正は速やかに施行し周知を図る。

⑤ 学校・教育委員会沿革や重要書類の整理・保存

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

「西郷村の教育」を毎年作成し、各学校の沿革などを記載し、内容の確認を行い、整理・保存をする。また、書類等は村規則によりそれぞれの内容に合わせた保存年数により整理・保存する。

⑥ 教育行政評価の実施・報告・公表

実施時期：令和5～9年度（継続） **担当課：**学校教育課

教育における課題や今後の改善の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の実現を図ることを目的として、教育行政評価を実施報告する。また、評価結果については、分かりやすい形での公表に努める。

資 料

西郷村第2次教育振興基本計画策定までの主な経過

令和4年12月2日（金） 学校教育課・生涯学習課会議

策定までのスケジュールと各課でとりまとめる内容について打合せ

令和4年12月28日（水） 学校教育課・生涯学習課会議

スケジュールの変更及び計画策定状況について打合せ

令和5年2月28日（火） 教育振興基本計画（素案）完成

令和5年3月1日（水） パブリックコメント募集開始

※教育振興基本計画（素案）を村ホームページに掲載

令和5年3月2日（木） 令和4年度西郷村教育委員会第1回臨時会

計画策定の今後のスケジュールについての説明及び本計画の承認について、教育総合会議に図ること、その際に生涯学習課関連委員の代表者も同席することとなった

令和5年3月31日（金） パブリックコメント募集終了

※特にコメントは寄せられなかった

令和5年5月10日（水） 社会教育・スポーツ関係者合同委員会

令和5年度事業説明のなかで、社会教育委員・公民館運営審議会委員・文化財保護審議会委員（当時：文化財保護委員）・スポーツ推進審議会委員・スポーツ推進委員に説明

令和5年7月11日（火） 西郷村総合教育会議

第4次生涯学習推進計画にも位置づけられているため、社会教育委員長・公民館運営審議会委員長・文化財保護審議会委員長・スポーツ推進審議会委員長・スポーツ推進委員長も同席し、本計画について協議し、策定となった。

令和5年7月11日開催 西郷村総合教育会議 名簿

西郷村長	高橋 廣志
------	-------

西郷村教育委員会教育長	秋山 充司
-------------	-------

西郷村教育委員会教育長職務代理者	勝又 千賀子
西郷村教育委員会教育委員	佐藤 敏巳
西郷村教育委員会教育委員	村田 清
西郷村教育委員会教育委員	鈴木 忍

西郷村社会教育委員長	大高 紀元
西郷村公民館運営審議会委員長	長谷部 正
西郷村文化財保護審議会委員長	佐藤 博重
西郷村スポーツ推進審議会委員長	秋山 和男
西郷村スポーツ推進委員長	高橋 ひろ子

西郷村「子ども宣言2004」

2004年6月（2013年改訂）～

私たち、西郷村の子どもは、「可能性」「かかわり」「生きがい」を大切にし、つぎの『7つのします』を行います。

- 命を大切にします。(命)
- 笑顔であいさつ、元気な返事をします。(あいさつ)
- 本気で学び、自分の考えをはっきり話します。(本気)
- きまりを守り、いじめのない学校にします。(きまり)
- 感謝の心、思いやりの心を大事にします。(感謝)
- 自分のこともまわりの人のことも大切にします。(自分)
- 夢に向かって、学び、努力します。(夢)

西郷村「子育て宣言」… こんな子育てを目指したい …

2006年7月～

私たち西郷村の親は、子どもを授かったときの感動と子育ての大切さを忘れず、次代を担う子どもたちの幸せのために、次の『7つの子育て宣言』を実践し、みんなで協力して健やかでたくましい子どもたちを育てます。見守ります。

- あいさつ、返事をし合える親になります。
- ほめる、叱ることができる親になります。
- 「感謝すること」を子どもと共に実践できる親になります。
- 子どもの安全と安心のために汗をかける親になります。
- 社会のルールと命の大切さを教え、導く親になります。
- 子どもの可能性を引き出し、幸せを喜び合える親になります。
- 家族としての喜び、家庭の良さを実感してもらえる親になります。

人権教育、心の教育を推進するための5つの提言

～自分を大切にし、他の人を思いやることのできる人づくりのために～

2014年2月～

学校や家庭、地域社会が一体となり、それぞれの立場で子どもたちの人権教育、心の教育を推し進めていくことを強く願い5つの提言をいたします。

- 提言1 心が通い合うあたたかい言葉、あいさつの輪を広げましょう。
- 提言2 「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を子どもたちに教えましょう。
- 提言3 子どもたちの将来を考え、ほめる・叱ることのできる学校・家庭・地域にしましょう。
- 提言4 道徳の授業に関心を持ち、子どもたちの心の成長を応援しましょう。
- 提言5 地域・家庭・学校のみならず人権教育、心の教育を推進しましょう。

西郷村第2次教育振興基本計画

印刷・発行 令和5年7月

西郷村教育委員会

〒961-8501

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76番地1

電話番号：0248-25-2370（学校教育課）

0248-25-2371（生涯学習課）

0248-25-2755（中央公民館）

ファクシミリ：0248-25-7382（学校教育課）

0248-25-2756（生涯学習課・中央公民館）